

複写サービス等の提供業務に係る入札説明書

(内訳)

- ・入札説明書
- ・モノクロ複合機仕様書
- ・カラー複合機仕様書
- ・契約書（案）

〒870-1124

大分県大分市大字旦野原847番地の3

公益財団法人大分県自治人材育成センター

電話番号（直通）097-547-8855

入札説明書

公益財団法人大分県自治人材育成センター（以下「センター」という。）が発注する複写サービス等の提供業務の一般競争入札（以下「競争入札」という。）については、この入札説明書、仕様書その他関係規定に基づき実施するものとする。

この場合において、当該仕様等について疑義がある場合は、契約事務担当職員に説明を求めることができる。ただし、入札後仕様等についての不知不明を理由としての疑義を申し立てることはできない。

記

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務名 複写サービス等の提供業務
- (2) 履行場所 公益財団法人大分県自治人材育成センター
- (3) 契約の種類 コピー等1枚当たりの単価契約（契約区分等は下記のとおり）

業務番号	履行場所	月平均使用回数	複合機等台数
複写第1号	事務室	600	1
複写第2号	印刷室	66,000	1
カラー複写	事務室	カラー 2,000	1
		モノクロ 9,000	

- (4) 契約期間 令和8年3月1日から令和13年2月28日までの長期継続契約（5年間）とする。
- (5) 入札方法 一般競争入札により行う。

2 契約条項を示す日時及び場所

日時 令和8年1月9日（金）から同年1月23日（金）まで（日曜日、土曜日、祝日等の休日を除く）の午前9時から午後5時まで

担当部局 大分県大分市大字旦野原847番地の3

公益財団法人大分県自治人材育成センター

電話番号 097-547-8855（直通）

電子メールアドレス info@ojic.or.jp

3 業務の仕様等詳細について

別添「モノクロ複合機仕様書」、「カラー複合機仕様書」、「契約書（案）」のとおりとする。

4 入札参加資格

次の条件をすべて満たしている者

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 大分県が発注する電子複写機等による複写サービス等に係る契約を締結する場合の競争入札に参加する者に必要な資格を取得した者であること。
- (3) この公告の日から下記 7 に掲げる開札までの間に、大分県が発注する電子複写機等による複写サービス等に係る契約を締結する場合の競争入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てがなされていない者。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する支障がないと認められた者は、この限りでない。
- (5) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ①暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - ②暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ③暴力団員が役員となっている事業者
 - ④暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - ⑤暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - ⑥暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者
 - ⑦役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - ⑧暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (6) この入札に係る仕様書に基づき、センターに複合機仕様書適合表（第 1 号様式）を提出した者であること。

5 入札参加条件

- (1) 配備した複合機等に障害・故障が発生した場合、通報による認知後、1 時間以内に修理に着手できる体制を有すること。
- (2) 配備を想定する複合機の性能を証明するため、仕様書適合表（第 1 号様式）を 5 (4) に掲げる期間に提出すること。なお、その際には適合表に記載した機器のカタログ（該当箇所にマーキング及び付箋を貼付したもの）を提出すること。

(3) 提出方法

上記（2）に関する書類等は持参すること。

(4) 提出期間

令和8年1月9日（金）から同年1月30日（金）まで（日曜日、土曜日及び祝日等の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで。

(5) 提出先

〒870-1124 大分県大分市大字旦野原847番地の3
公益財団法人大分県自治人材育成センター

6 入札説明会

実施しない。

7 入札、開札の日時及び場所

日 時 令和8年2月6日（金） 午後2時00分

場 所 大分県大分市大字旦野原847番地の3

大分県自治人材育成センター 1階 会議室

※ 5分前までに入場すること。

8 入札保証金に関する事項

入札保証金を免除する。

9 入札の方法

(1) 入札しようとする者は、入札書(第2号様式)を作成し、指定の日時までに指定の場所に提出しなければならない

(2) 入札に関する行為を代理人に委任しようとする者は、当該入札に関する委任状(第3号様式)を入札前に提出しなければならない。

(3) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に0.01円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札回数は原則として2回までとし、落札者がない場合は最低価格入札業者との随意契約に移行するものとする。

10 入札の取消し、延期等

(1) 天災その他やむを得ない理由により公正な入札が行われないと認められるとき、

又は入札に参加する者が入札に関する条件に違反したときは、当該入札を延期し、若しくは取り消し、又は開札を延期することがある。

11 入札の無効

次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。

なお、無効入札した者は、再度入札に参加できない場合がある。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状を提出しない代理人のした入札
- (3) 競争に際し、不当に価格をせり上げ、又は引き下げる目的で他人と連合したと認められる者のした入札
- (4) 記名押印を欠く入札
- (5) 金額を訂正した入札
- (6) 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 明らかに連合によると認められる入札
- (8) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2人以上の代理をした者の入札
- (9) 二以上の意思表示をした入札
- (10) 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づいて錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (11) 前各号に定めるものを除くほか、契約担当者において特に指定した事項に違反した入札

12 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とする。このうち、カラー複写サービス等業務はモノクロ・カラー単価に各平均使用枚数を掛けた金額の総額で決定する。

なお、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、入札執行事務に關係ない職員にくじを引かせるものとする。

- (2) 落札者を決定したときは、直ちに口頭で通知する。

13 契約保証金に関する事項

- (1) 落札者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10（今回の場合、契約単価×1年間の複写等予定総回数×0.10）以上の金額を納付すること。

ただし、次のア又はイのいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

- ア 契約保証金以上の金額につき、保険会社との間にセンターを被保険者とする
契約保証保険契約を締結し、その保険証券を提出したとき。
- イ 過去2カ年間に、国又は都道府県又は公益財団法人大分県自治人材育成セン
ターと、この契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって
締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したものについて、その者が契約を履
行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

14 契約書の提出期限

- (1) 落札者は、落札者の決定の通知を受けた日から7日以内に契約に必要な書類に
契約保証金を添えて提出しなければならない。
- (2) 落札者は上記の期限内に契約に必要な書類を提出しないときは、落札者として
の権利を失う。

15 最低制限価格

設定しない。

16 その他

- (1) 目的外使用の禁止
この入札説明書の交付を受けた者はセンターから提供を受けた入札関連の文書を
第三者に漏らしたり、本件入札及び契約等以外の目的に供してはならない。
- (3) 関連法令等
本件入札の執行については、地方自治法、地方自治法施行令、大分県契約事務規則
など関係法令の定めによる。
- (4) 入札説明書等に関する質問等
 - ア 質問は、複写サービス業務に係る入札質問書（第4号様式）により電子メールに
添付する形で提出すること。電子メールを送付した場合は送付の都度、電話番号に
メール到達確認を行うこと。なお、文書には担当者の部署、氏名、電話及びメール
アドレスを併記するものとする。
 - ① 質問の受付先：上記2の担当部局
 - ② 質問の受付期間：令和8年1月9日（金）から同年1月23日（金）まで
(日曜日、土曜日、祝日等の休日を除く) の午前9時から午後5時まで。
 - ③ メールの件名は「(質問) 複写サービスの提供業務」とする。
 - イ 質問に対する回答内容については質問者以外の仕様適合表を提出した者全員に
も質問者名を伏せて電子メールで送付する。